

No.3 医師留学支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (様式除く)

新	旧
<p>令和<u>3</u>年度医師留学支援事業費補助金交付要綱 (案)</p>	<p>令和<u>2</u>年度医師留学支援事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍する令和<u>3</u>年3月31日現在で原則として医師免許取得後15年以内の者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に係る書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和<u>3</u>年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>第6条～12条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>3</u>年<u> </u>月<u> </u>日から施行する。</p> <p>2 令和<u>3</u>年度補助額は、令和<u>3</u>年9月を目途に決定する。 <u>決定</u>までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。</p> <p>(別表) (略)</p>	<p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍する令和<u>2</u>年3月31日現在で原則として医師免許取得後15年以内の者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に係る書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和<u>2</u>年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>第6条～12条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>2</u>年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和<u>2</u>年度補助額は、令和<u>2</u>年9月を目途に決定する。 <u>9</u>月までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。</p> <p>(別表) (略)</p>